

議案第14号

平成31年度長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	134,200件
(2) 年間総給水量	32,296,000m ³
(3) 一日平均給水量	88,240m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水施設改良事業	205,129千円
浄水施設改良事業	153,298千円
配水施設改良事業	3,222,429千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	7,418,100千円
第1項	営業収益	6,460,679千円
第2項	営業外収益	901,220千円
第3項	特別利益	56,201千円
支		出
第1款	水道事業費用	6,586,500千円
第1項	営業費用	5,836,619千円
第2項	営業外費用	696,349千円
第3項	特別損失	53,532千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,283,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,963,185千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額319,815千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		2,397,300千円
第1項	企業債		1,745,000千円
第2項	国庫補助金		26,190千円
第3項	工事負担金		101,030千円
第4項	受託建設収入		728千円
第5項	出資金		524,351千円
第6項	固定資産売却代金		1千円

		支	出
第1款	資本的支出		5,680,300千円
第1項	建設改良費		3,895,649千円
第2項	企業債償還金		1,740,675千円
第3項	出資金返還金		43,976千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金徴収事務委託事業費	平成32年度から 平成36年度まで	638,200千円
堀水源紫外線処理設備整備事業費	平成32年度	209,700千円
犀川浄水場活性炭注入設備整備事業費	平成32年度	579,100千円
配水ブロック内老朽管解消事業費	平成32年度	584,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	1,745,000千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,053,285千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、841,200千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、104,000千円と定める。

平成31年2月27日提出

長野市長 加藤久雄